

## 腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準の改正経緯等

### 1. 改正経緯

平成7年に定めた腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準については、阻血時間の短縮のため、都道府県内配分を中心とすること、並びに小児患者及び長期待機患者の優先度を上げることなどを考慮し、平成14年1月に改正を行った。

また、平成21年7月の改正臓器移植法の成立を踏まえ、親族への優先提供に関する規定を定めるため、平成22年1月に改正を行った。

平成23年3月には、比較的待機期間の短い若年者（16歳～20歳）に加点を行うこと、地域、待機期間、HLAの配点の重み付けを同じにするよう補正することを内容とした改正を行った。

さらに、平成24年5月、臍腎同時移植の取り扱いについて検討した。

その後、第6、7、8回腎臓移植の基準等に係る作業班における検討事項に関する議論を踏まえ、平成28年6月に第44回厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会にて審議を行った。

#### （議論の経緯）

平成13年	2月	第1回臓器移植委員会（腎臓移植の現状について議論）
	5月	腎臓移植に関する作業班において議論（第1～5回）
	12月	第5回臓器移植委員会（改正案について了承）
平成14年	1月	選択基準の変更
平成21年	11月	第1回腎臓移植の基準等に関する作業班において議論
平成22年	1月	選択基準の変更
平成22年	8～11月	第2回、第3回、第4回腎臓移植の基準等に関する作業班において議論
平成23年	3月	選択基準の変更
平成24年	5月	第5回臍腎同時移植の取り扱い
平成26年	12月～	第6回、第7回、第8回腎臓移植の基準等に関する作業班において議論